

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進について

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（以下、一体的実施事業）」については、厚生労働省が令和 6 年度全市町村実施を目指しているが、三重県の実施市町は 5 市町と低迷しているため、国の特別調整交付金（保険者インセンティブ分）を財源とした当広域連合独自の交付金を創設し事業を推進する。

1. 趣旨

一体的実施事業の市町への委託財源となっている特別調整交付金（一体的実施分）は、企画・調整担当保健師の人件費が上限額を超える場合や、消耗品等に充てる「その他経費」の交付条件が厳しいために使用できず、実施市町が経費的負担を強いられる状況がある。

この部分に使える交付金を実施市町へ交付することで、事業の推進と支援を図る。

2. 内容

特別調整交付金（保険者インセンティブ分）のうち、一体的実施事業での得点分を財源とし、実施圏域数、人口（総数、高齢者人口）等に応じた額を、実施市町に交付する。

3. 令和 4 年度予算額

2,300 万円（令和 3 年度実績から推計）